

第11号特別分析トピック：ブラジル、豪州、カナダ、スイスの農業政策の概要

ブラジルの農業概況

- 国土面積 8 億5,158万ha（日本の約23倍）に対し、農用地は 2 億3,688万ha（日本の約54倍）で、その約 7 割に当たる 1 億7,336万haが永年採草・牧草地となっており、耕地面積は5,576万ha（日本の約14倍）。
- 国内総生産に占める農業の割合は約 4 ～ 5 %（2020年は4.4%。853億ドル）だが、総輸出額に占める農畜産物の割合は約35%となっており、農牧業は重要な産業となっている。
- 広大な国土、温暖な気候、多くの水資源を有し、世界有数の農業生産国である。
- 伝統的な農産物であるさとうきび（7.6億トン）、コーヒー（370万トン）、オレンジ（1,671万トン）の生産量は世界第 1 位であるほか、近年は畜産物や飼料作物等の生産が大きく拡大しており、大豆（1.2億トン）、牛肉（1,010万トン）、鶏肉（1,379万トン）、とうもろこし（1.04億トン）は世界第 3 位の生産量となっており、これら農畜産物の輸出も増加している。
- 地域的にみると、古くから農牧業が盛んであった南部地域及びサンパウロ州に加え、1970～80年代に我が国が協力実施したセラード開発の成果もあり、近年は中西部地域及びミナスジェライス州の生産拡大が大きい。
- しかしながら、広大な国土を有するが故に貯蔵施設や内陸生産地からの運搬・積出のための輸送（道路、鉄道）・港湾インフラの整備が課題となっている。

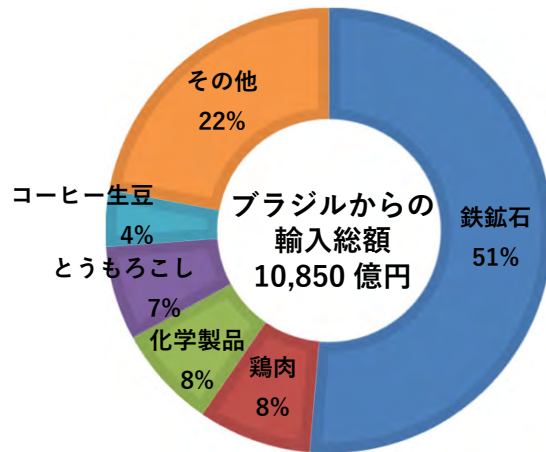


北部地域		北東部地域		南東部地域	南部地域	中西部地域
RO：ロンドニア州	PA：パラ州	PI：ピアウイー州	PE：ペルナンブコ州	MG：ミナスジェライス州	PR：パラナ州	MS：南マットグロッソ州
AC：アクレ州	AP：アマパー州	CE：セアラ州	AL：アラゴアス州	ES：エスピリトサント州	SC：サンタカタリーナ州	MT：マットグロッソ州
AM：アマゾナス州	TO：トカンチンス州	RN：北リオグラデ州	SE：セルジッペ州	RJ：リオデジャネイロ州	RS：南リオグランデ州	GO：ゴイアス州
RR：ロライマ州	MA：マラニョン州	PB：パラíba州	BA：バイーア州	SP：サンパウロ州		DF：連邦直轄区

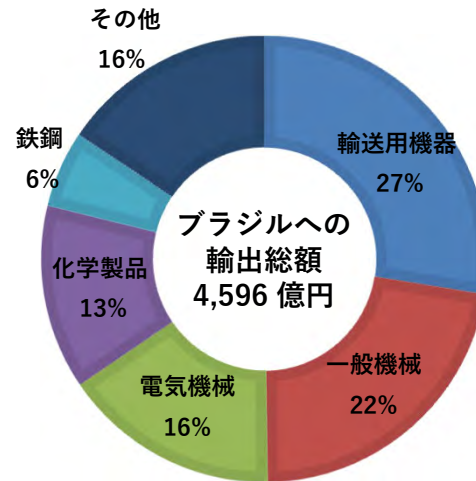
我が国とブラジルの農林水産品貿易

日・ブラジル間の貿易状況 (2021)

【ブラジル→日本】



【日本→ブラジル】



出典：財務省貿易統計

ブラジルの対世界輸出状況 (2020)

品 目	輸出額 (百万ドル)	割 合 (%)
大 豆	28,564	33.5
牛 肉	7,429	8.7
粗 糖	7,381	8.7
大豆油かす	5,909	6.9
とうもろこし	5,853	6.9
農林水産品 合計	85,150	100

ブラジルの主な農産品生産 (2020)

品 目	生産量 (万トン)	(参考) 日 本
さとうきび	75,712	117
大豆	12,180	22
とうもろこし	10,396	0.02
キャッサバ	1,821	-
オレンジ	1,671	3
鶏肉	1,379	235
コメ(粳)	1,109	971

出典：FAOSTAT

日・ブラジル間の主な農林水産品の輸出入状況 (2021)

【ブラジル → 日本 (輸入)】

	品 目	輸入額(百万円)	輸入量
1	とうもろこし	73,925	2,347 千トン
2	鶏 肉	88,948	433 千トン
3	大豆油かす	19,615	349 千トン
4	大 豆	32,022	495 千トン
5	コーヒー豆(生豆)	44,548	146 千トン
	合 計	309,900	

【日本 (輸出) → ブラジル】

	品 目	輸出額(百万円)
1	播種用の種等	321
2	ソース混合調味料	180
3	デキストリン等	106
4	アルコール飲料	165
5	菓子(米菓を除く)	119
	合 計	1,670

出典：財務省貿易統計

ブラジルの農業政策の概要

(1) 総論

- 農業政策は市場志向型であり、毎年新しい農業年度が始まる7月前に「農畜産業計画」として政府から発表される。
- 農業融資、最低価格保証制度、農業災害保険が主要な政策手段。

(2) 農業予算

- 2021年度の農業関連予算は国家予算全体の0.3%。
- 農業への補助金は少ない。

国家予算及び農林水産業関係予算

(単位：10億レアル)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度
国家予算	3,262	3,566	4,181
農林水産業関係予算	11.90	12.13	12.76

出典：ブラジル経済省ウェブサイト

(3) 貿易政策

- ブラジルは南米南部共同市場（メルコスール）の加盟国。
メルコスール理事会決議により、2001年6月以降、第三国又は域外ブロックとの通商協定交渉は、加盟国単独ではなく、メルコスールとして共同で行うこととされている。

- カナダ、韓国、シンガポール、EFTA、パレスチナ、レバノンとF T A交渉中。

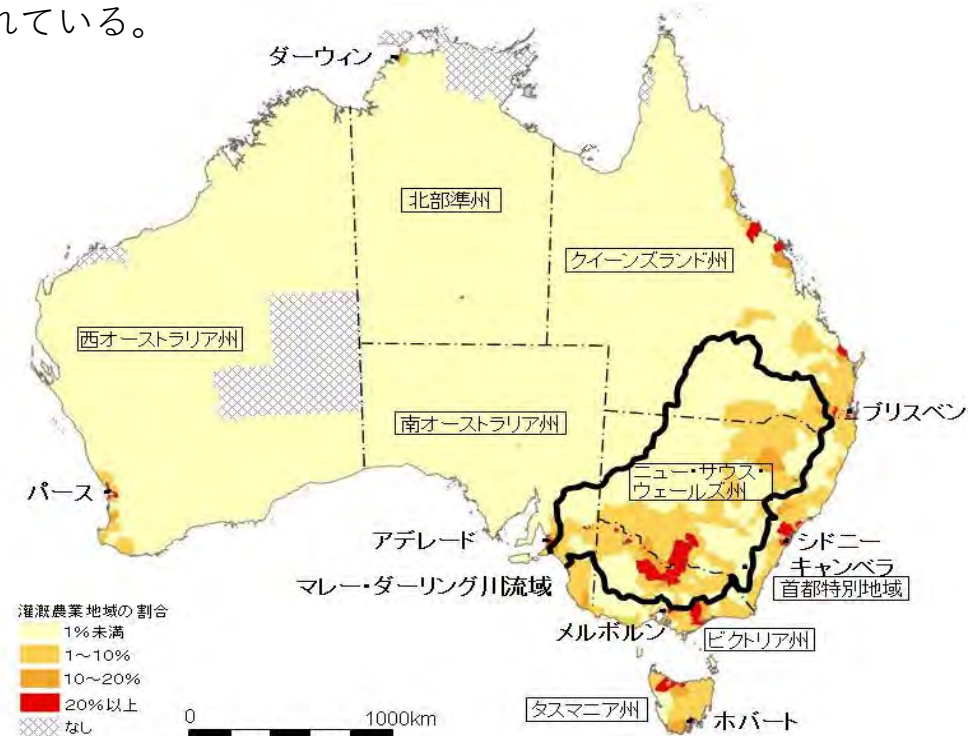
※注：メルコスールとは1995年に設立された関税同盟。

現在活動中の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ。

豪州の農業概況

- 国土面積 7 億7,412万ha（日本の約20倍）に対し、農用地は3億6,248万ha（日本の約82倍）。ただし、降雨量が少ないため農用地の約 9 割が放牧地であり、耕地面積は4,696万ha（日本の約11倍）。
- 農業経営体数は約 8 万 8 千戸。1 経営体当たりの平均経営面積は約4,119ha（放牧地も含む）で、日本（3.2ha）の約 1,278倍。ただし、耕地面積に限ると 1 経営体当たりの平均経営面積は約412haで日本の約129倍。
- 各地域の気候や灌漑用水へのアクセス等に応じた農業が営まれている。

①内陸の乾燥、半乾燥地域	:	肉牛や羊の放牧
②乾燥・半乾燥地域の外側の年間降水量500ミリ前後の地域	:	小麦等穀物、穀物と肉牛・羊放牧との組み合わせ
③比較的降水量の多いビクトリア州等の沿岸地域	:	酪農
④マレー川及びダーリング川流域の灌漑地域	:	果樹、野菜、コメ、綿花
⑤クイーンズランド州東部沿岸地域	:	さとうきび

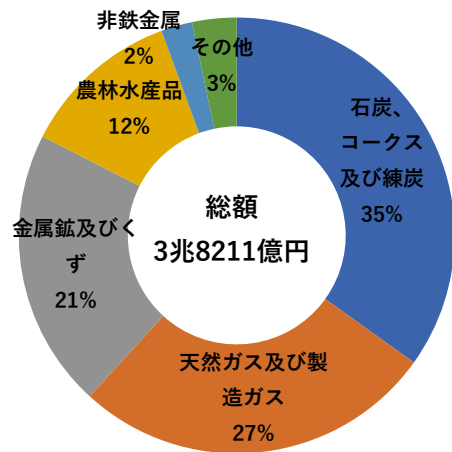


- 農業生産額（2019年度）は671.2億豪ドルであり、品目別では食肉（約219億豪ドル）、小麦（約49億豪ドル）、生乳（約48億豪ドル）が上位を占めている。
- 農業生産能力に比して国内市場が小さい（人口約2,569万人）ことから、豪州農業は輸出依存度が極めて高く、農産物の総生産の約 3 分の 2 は輸出に向けられる。このため、国内総生産に占める農業 G D P の割合は約1.9%であるのに対して、総輸出額に占める農産物輸出額の割合は約11%と高く、このことが豪州経済において農業が重要産業に位置づけられる大きな要因の一つとなっている。

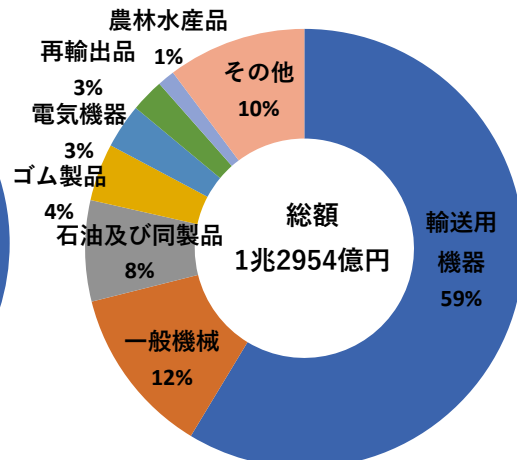
我が国と豪州の農林水産貿易

日豪間の貿易状況(2020)

【豪州→日本】



【日本→豪州】



出典：財務省貿易統計

豪州の対世界輸出状況(2020)

品目	輸出額 (百万ドル)	シェア (%)
牛肉	6,196	20.7
小麦	2,698	9.0
羊肉	2,537	8.4
ワイン	2,035	6.8
羊毛	1,444	4.8
農林水産品合計	29,884	100.0

豪州の主な農産品生産(2020)

品目	豪州 (万トン)	(参考) 日本(万トン)
小麦	1,448	95
さとうきび	3,028	117
大麦	1013	22
牛乳	880	744
牛肉	237	48

出典：FAOSTAT

日豪間の主な農林水産品の輸出入状況(2020)

【豪州→日本】

	品 目	輸入額(億円)	輸入量
1	牛肉	1,622	2.6万トン
2	砂糖	354	90.2万トン
3	木材チップ	331	147.6万トン
4	ナチュラルチーズ	313	7.2万トン
5	小麦	264	79.7万トン
	合計	4,543	

【日本→豪州】

	品 目	輸出額(億円)
1	清涼飲料水	40.1
2	アルコール飲料	26.1
3	ソース混合調味料	18.5
4	醤油	5.8
5	ホタテ貝	5.6
	合計	165.2

出典：財務省貿易統計

豪州の農業政策の概要

(1) 総論

- 豪州は連邦国家であり、行政面でも州権が強く、農業政策に関する連邦政府の権限は、国際貿易交渉、動植物検疫、輸出認証といった対外政策や各州横断的な政策に限定。

(2) 農業予算

- 連邦政府が予算計上する農林水産関係の施策は、①調査・研究・開発等産業別支援、②インフラ整備、干ばつ対策等産業横断的支援、③動植物検疫等行政サービスの3つに大別される。
このうち、産業別支援は法律に基づき設立された法的機関に予算を配分し、各機関が生産者からの課徴金と政府からの配分金を原資に事業を実施する形が一般的。
- 2021年度の農林水産関係予算は連邦予算全体の0.8%。
- 2021年度より、農地の生物多様性維持に貢献した生産者に対する試行的な助成制度（Carbon + Biodiversity Pilot）を新設。
- なお、豪州には連邦予算を伴うような価格・所得支持政策、生産調整・休耕制度は存在しない。

国家予算及び農業関係予算

（単位：百万豪ドル）

	2019年度	2020年度	2021年度
国家予算	500,872	670,330	589,334
農林水産業関連予算	2,871	3,913	4,483

出典：豪政府の予算サイト (www.budget.gov.au)

※為替レート：1豪ドル＝約86円（R4.3.14現在）

(3) 貿易政策

- 2013年9月に成立した保守連合政権は、WTO交渉の停滞等の現状を踏まえ、二国間FTA交渉を重視。
特に、日・中・韓とのFTA/EPA早期締結を目標に掲げ、豪韓FTAは2014年12月、日豪EPAは2015年1月、豪中FTAは2015年12月にそれぞれ発効。現在、4つのFTA（GCC、インド、EU、英国）を交渉中。

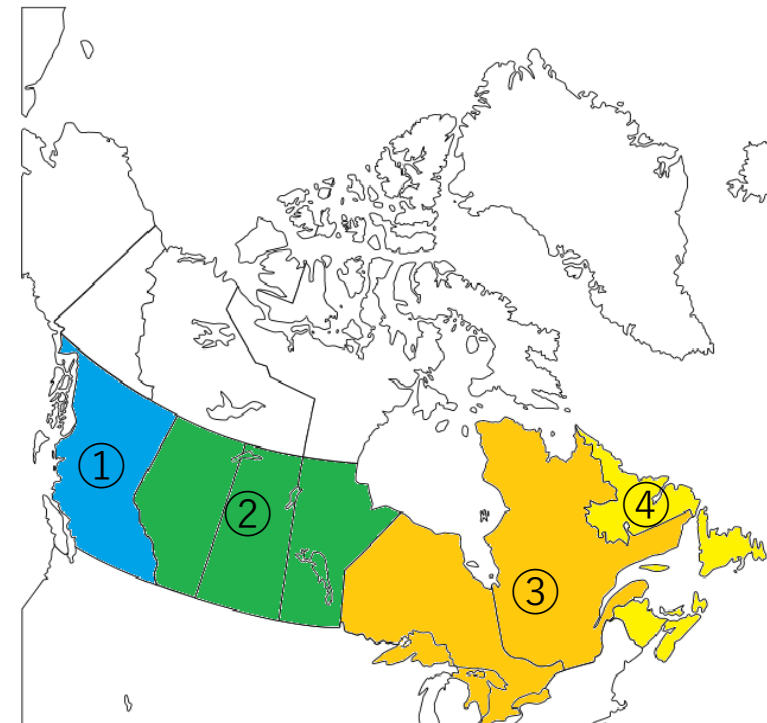
(4) 農業競争力白書

- 2013年9月の連邦選挙時における選挙公約であった。
農業競争力白書（我が国でいう「基本計画」に該当）は2015年7月に公表。その柱は①競争政策・規制・税制の見直し、②インフラへの投資、③干ばつ対策、④研究開発・労働力確保、⑤輸出市場へのアクセスとなっている。

カナダの農業概況

- 10州の国土面積 9 億9,847万ha（日本の約26倍）に対し、農用地は6,526万ha（日本の約14倍）で、耕地面積は 4,602万ha（日本の約11倍）。広大な国土を有するものの、そのほとんどが森林、湖沼、山岳等であり、国土に占める農用地面積の割合はわずか 6 %である。また、北部は寒冷な気候で農業生産に不適。
- 農業経営体数は約19万戸。1 経営体当たりの平均経営面積は約332haで、日本（2.7ha）の約123倍。
- 農業生産額（2015年）は681億ドル。

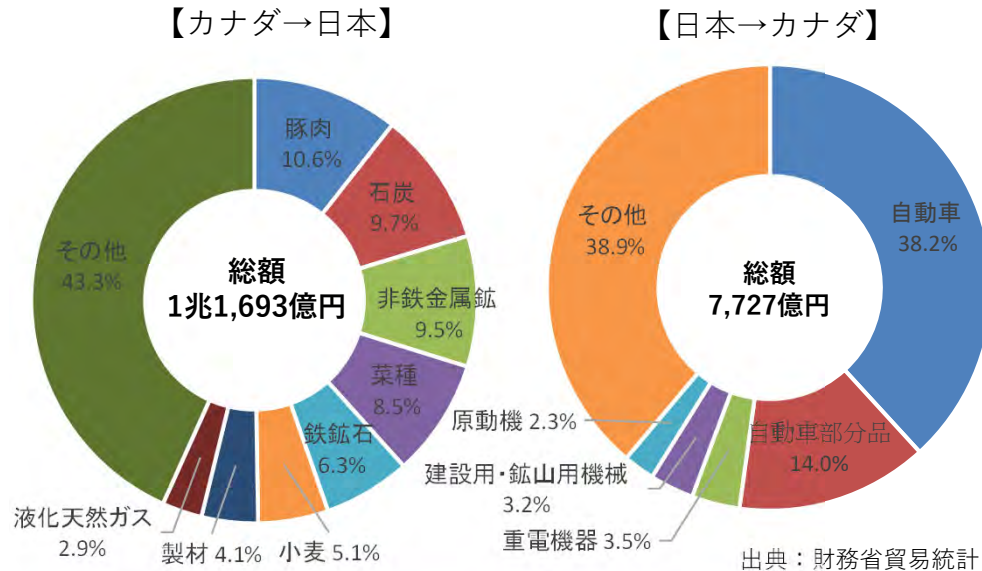
地域		主要な農作物
①太平洋岸 (ブリティッシュ・コロンビア州)	:	園芸・酪農 (都市近郊農業)
②平原州(プレーリー) (アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州)	:	小麦・大麦・カノーラ(菜種) 牛肉・豚肉
③中央カナダ (オンタリオ州、ケベック州)	:	酪農・園芸(都市近郊農業) とうもろこし・大豆
④大西洋岸 (ニュー・ブランズウィック州、ノヴァ・スコシア州、プリンス・エドワード・アイランド州、ニューファンドランド・ラブラドル州)	:	小規模農場



- 世界有数の農業大国で、小麦（2,928万トン）、菜種（1,556万トン）、とうもろこし（1,149万トン）のほか、畜産物の生産が盛ん。菜種とレンズ豆は世界第1位、製材が世界第3位の生産量である。
- 農用地の約 8 割を平原州（アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州）が占めており、これらの州で小麦、大麦、菜種の大部分が生産されている。
- 日本が輸入する菜種の95%はカナダ産。

我が国とカナダの農林水産貿易

日・加間の貿易状況(2020)



カナダの対世界輸出状況(2020)

品目	輸出額 (百万米ドル)	シェア (%)
小麦	6,318	12.4
菜種	4,698	9.2
菜種油	2,818	5.5
ペストリー	2,676	5.3
豚肉	2,620	5.2
農林水産品合計 (アルコール、蒸留酒、 タバコを含む。)	50,795	100.0

カナダの主な農産品生産(2020)

品目	カナダ (万トン)	(参考) 日本(万トン)
小麦	3,518	95
菜種	1,948	0.4
とうもろこし	1,356	0.02
大麦	1,074	22
牛乳	933	744
大豆	636	22
豚肉	230	131

出典：FAOSTAT

日・加間の主な農林水産品の輸出入状況(2020)

【カナダ→日本】

	品目	輸入額(億円)	輸入量
1	豚肉	1,240	23.3万トン
2	菜種	998	219.4万トン
3	小麦	595	193.8万トン
4	製材	463	118.0万m ²
5	大豆	221	31.3万トン
	合計	5,195	

【日本→カナダ】

	品目	輸出額(億円)
1	アルコール飲料	9.9
2	ソース混合調味料	7.8
3	植物性油脂	6.6
4	ごま油	6.6
5	緑茶	6.6
	合計	109.1

出典：財務省貿易統計

カナダの農業政策の概要①

(1) 総論

- カナダは供給管理制度（①生産割当、②生産者価格設定、③輸入に対する関税割当の3本柱）によって乳製品、鶏肉、鶏卵、七面鳥肉を生産する国内の畜産農家を保護している。
- 連邦と州・準州との農業政策の枠組み協定として「カナダ農業パートナーシップ（Canadian Agricultural Partnership）」（2018年度から2022年度までの5か年協定）がある。3つの重点分野（①貿易及び市場の拡大、②革新的で持続可能な成長、③多様性とダイナミックな進化の支援）と経営安定対策を重点事項としている。

(2) 農業予算

- 2021年度の農業関係予算は国家予算全体の約0.9%。

国家予算及び農業関係予算

（単位：百万加ドル）

	2019年	2020年	2021年
国家予算	303,560	478,690	342,190
農業関係予算	2,567	3,449	3,022

(3) 貿易政策

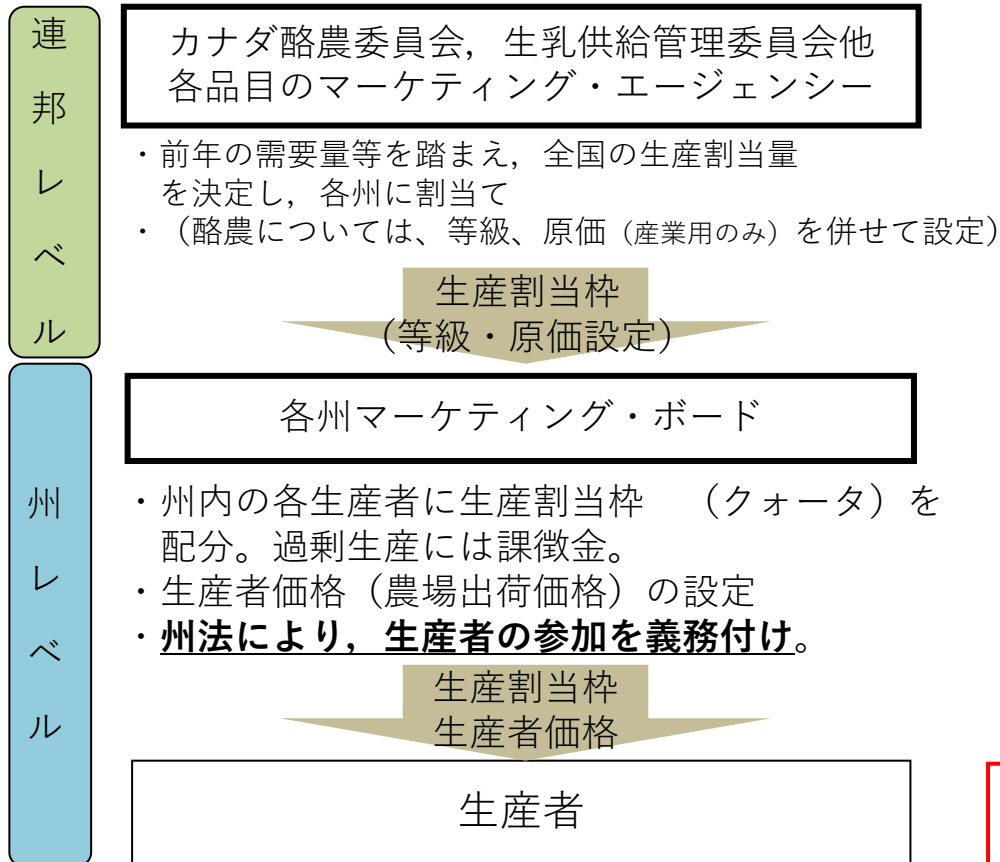
- CPTPPは2018年12月発効。米国・メキシコとのUSMCAは2020年7月発効。
- EU、EFTA（欧州自由貿易連合；スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）、チリ、ペルー、コロンビア、韓国等16の経済連携協定を発効。なお、EUとのCETAは2017年9月より暫定的に発効。
- 現在、中米3か国、インド、モロッコ、インドネシア、日本等10か国・地域とのFTAを交渉中（注：日本との交渉は2014年11月以降停止中）。

カナダの農業政策の概要②

- カナダは供給管理制度（国内での①生産割当、②生産者価格設定と③輸入に対する関税割当の3本の柱）によって乳製品、鶏肉、鶏卵、七面鳥肉を生産する国内の畜産農家を保護。
- CPTPPでは無関税割当枠（乳製品：国内生産量の3.25%、鶏卵：同2.3%、鶏肉：同2.1%等）を設定。
- USMCAでは米国からの輸入に対して無関税割当枠（乳製品：国内生産量の3.6%等）を設定。

◇国内での生産割当、生産者価格設定の仕組み

◇供給管理品目に対する枠外税率



品目	割当枠外の税率 （下記の高い方）
鶏肉	238%又は 167セント/kg
鶏卵	163.5%又は 79.9セント/ダース
七面鳥肉	154.5%又は 211セント/kg
ヨーグルト	237.5%又は 46.6セント/kg
バター	298.5%又は 400セント/kg
チーズ	245.5%又は 452セント/kg

【関税割当】
一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率を適用する仕組みであり、特に、乳製品については、WTO枠に加えて、CPTPP、USMCA等により、国内生乳生産量の約10%分に相当する関税割当枠を設定。

※制度への参加は法的な義務。補助金等のインセンティブによる参加奨励ではない。

カナダの農業政策の概要③

- カナダ農業パートナーシップ（CAP）は連邦・州・準州政府が合意した5年間のカナダ農業基本政策枠組み（期間は2018年度～2023年度）※カナダ憲法上、農業政策は連邦と州・準州の共管
- 予算総額は30億加ドル（2018年度からの5年間。連邦、州、準州の合計）

◇ カナダ農業パートナーシップの重点項目

- ①貿易及び市場の拡大、②革新的で持続可能な成長、③多様性とダイナミックな進化の支援
- 農業経営安定対策（Business Risk Management(BRM)）

◇連邦政府プログラム【予算額:約10億加ドル】

- (1) 重点分野1：貿易及び市場の拡大 【297百万加ドル】
 - ① AgriMarketingプログラム 【121百万加ドル】
 - ② AgriCompetitivenessプログラム 【20.5百万加ドル】
- (2) 重点分野2：革新的で持続可能な成長 【690百万加ドル】
 - ③ AgriScienceプログラム 【338百万加ドル】
 - ④ AgriInnovateプログラム 【128百万加ドル】
- (3) 重点分野3：多様性とダイナミックな進化の支援 【166.5百万加ドル】
 - ⑤ AgriDiversityプログラム 【5百万加ドル】
 - ⑥ AgriAssuranceプログラム 【74百万加ドル】

◇費用分担プログラム【予算額:約20億加ドル】

各州及び準州において、各地域の実情に合わせて追加的なプログラムの設計及び実施が可能となっている。（連邦と州（準州）の負担割合は6：4）

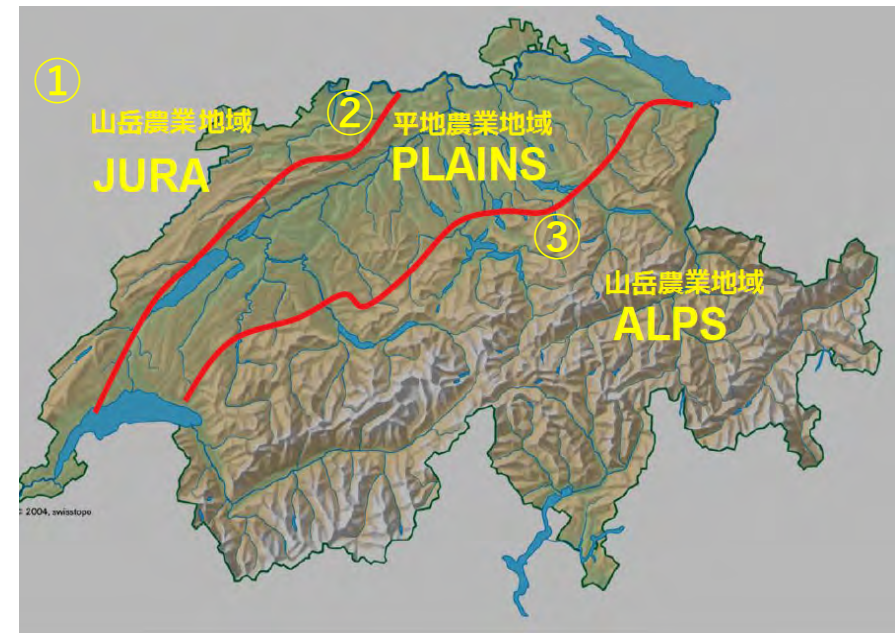
◇農業経営安定対策

- ①AgriInvest
僅かな所得の減少に対応し、リスク緩和・投資を支援するための積立制度
- ②AgriStability
価格低下や費用上昇による大幅な所得低下に対応するための政府支払い制度
- ③AgriInsurance
農業保険（収「量」保険）。自然災害や病虫害(natural hazards)による収量の減少が対象。品質低下は収量換算され保証される。
- ④AgriRecovery
通常のプログラムでは対応できないような大災害(natural disaster (病害、虫害、台風、竜巻等によるもの))への対応
- ⑤AgriRisk
農業部門で使える新たなリスク管理ツールの研究開発等の支援

スイスの農業概況

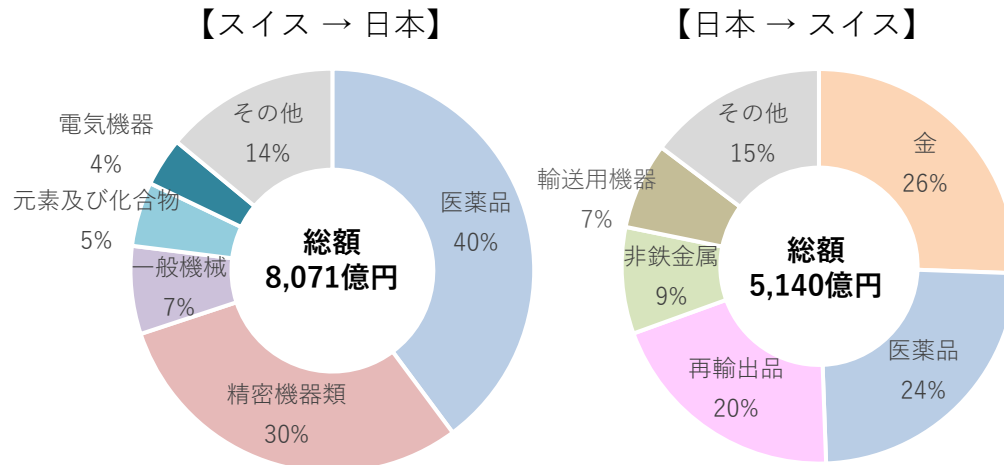
- 国土面積413万ha（日本の約1割、九州とほぼ同じ。）に対し、農用地は151万ha（日本の約1/3）で、その約7割に当たる109万haが 永年採草・牧草地となっており、耕地面積は40万ha（日本の約1割）。
- 農業経営体数は5万戸で、1経営体当たりの平均経営面積は30.1haで、日本（3ha）の約10倍。
- 農林水産業生産額は116億ドル（2020年）。
- 農業の地理的な分布は標高により特徴づけられており、大別して「平地農業地帯」は耕種作物、「山岳農業地帯」は牧草地として利用される。また、国土の約4割が海拔1,300m以上の山岳地であることから、放牧を中心とした山岳農業が広く見られる。
- 2010年以降、有機農産物の生産が増加。周囲を農業国に囲まれていることから、農産物の低価格化よりも高付加価値化を重んじる傾向にある。

地域		主要な農作物
①ジュラ山岳農業地域 ・ フランスとの国境付近	:	酪農
②平地農業地域 ・ 国土の3割を占め、人口の2/3が居住 ・ 平均標高580m	:	てん菜、小麦、ばれいしょ、ぶどう
③アルプス山岳農業地域 ・ イタリアとの国境付近 ・ 平均標高1,700m	:	酪農



我が国とスイスの農林水産貿易

日・スイス間の貿易状況 (2020)



出典：財務省貿易統計

スイスの対世界輸出状況 (2020)

品 目	輸出額 (百万ドル)	割合 (%)
コーヒー(炒)	2,846	29.2
飲料 (ノンアルコール)	1,845	18.9
調製食料品	831	8.5
チョコレート製品	751	7.7
チーズ(牛)	701	7.2
農林水産品合計	9,760	100

スイスの主な農産品生産 (2020)

品 目	生産量 (万トン)	(参考) 日 本
生乳(牛)	377	744
てん菜	142	391
小麦	53	95
ばれいしょ	49	227
豚肉	22	131
リンゴ	22	72
大麦	19	22

出典：FAOSTAT

日・スイス間の主な農林水産品の輸出入状況 (2020)

【スイス → 日本】

	品 目	輸入額(百万円)	輸入量(トン)
1	たばこ	30,112	4,381
2	コーヒー(炒ったもの)	3,876	970
3	チョコレート菓子	1,283	845
4	ナチュラルチーズ	694	509
5	製材	427	7,462
	合 計	53,316	—

【日本 → スイス】

	品 目	輸出額(百万円)
1	魚油(肝油除く)	659
2	ソース混合調味料	100
3	干しのり 焼きのり 味つけのり	94
4	醤油	85
5	アルコール飲料	85
	合 計	1,763

出典：財務省貿易統計

スイスの農業政策の概要①

(1) 総論

- スイスはEUに加盟していないため、独自の農業政策を維持しており、直接支払制度を導入している。
- 2017年9月、食料安全保障に関する条文を追加するスイス連邦憲法改正案が、国民投票で賛成多数により成立し、同法第104条に盛り込まれた（これに伴う補助金はなし）。

第104a条 連邦は国民に対する食料の供給を確保するため、以下のa～eに掲げる条件を整備する。

- a 農業生産基盤の確保、特に耕地の確保
- b 適地適作及び資源の効率的な利用による食料生産
- c 市場志向型の農業と食品産業
- d 農業と食品産業の持続的発展に寄与する国際貿易関係
- e 資源の保全に資する食料の利用

(2) 農業予算

- 2021年度の農業関連予算は国家予算全体の4.1%

国家予算及び農業関係予算

(単位：百万フラン)

	2019年度	2020年度	2021 年度
国家予算	71,444	87,817	88,281
農業関係予算	3,658	3,662	3,660

出典：連邦財務省

(3) 貿易政策

- これまでに、EFTA（欧州自由貿易連合）の構成国として、また、スイス単独で、EUとの自由貿易協定をはじめとした35のFTAが発効済み（このうち、韓スイスFTAは2006年9月、日スイスEPAは2009年9月、中スイスFTAは2014年7月発効）。現在、インド等5か国とのFTAを交渉中。

スイスの農業政策の概要②

スイスは、1992年より価格支持を削減し、直接支払いを本格導入。

現在、「農業政策2018-2021」（**延期中**）に基づき、憲法で規定されている農業政策の目的（食料供給の保障、自然資源の保全、農村の維持等）に沿った以下7項目の直接支払いを実施。

受給にあたっては、環境保全要件（①家畜に配慮した飼育、②適切な肥料バランス、③規則的輪作、④適切な土壌保全、⑤農薬の適切な使用）の遵守が必要。

1. 供給保障支払	土地・ノウハウ・資本などの生産能力の維持を目的に、面積に応じて支払。
2. 農業景観支払	山岳地帯等における草地の森林化を食い止め、農業景観の維持を目的として支払。
3. 生物多様性支払	粗放的な草地・生け垣・花で覆われた休耕地など生物多様性の保全に資する取組に助成。
4. 景観の質に対する支払	多様な景観の保全・促進・開発のための地域主導の取組に助成。
5. 生産体系支払	有機農業、穀物・菜種の粗放生産、動物福祉に対する取組にかかる追加コストに対して支払。
6. 資源効率支払	資源の効率的利用や水資源保全の取組に助成。
7. 移行支払	2013年以前における所得支持政策からの移行措置として2021年まで実施。

【利用上の注意】

食料安全保障月報は、国際穀物需給に関し、在外公館からの情報、農林水産省が独自に各国の現地コンサルタント等を通じて入手した情報、公的機関（各国政府機関、FAO、IGC 等）の公表資料、Oil World 等民間の調査会社から購入した資料、その他、商社情報や新聞情報等から入手した情報を農林水産省の担当者において検証、整理、分析したものです。

○ 本月報に記載のない情報は以下を参照願います。

（１） 農林水産省の情報

ア 我が国の食料需給表や食品価格、国内生産等に関する情報

- ・食料需給表：<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/>
- ・食品の価格動向：<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/kouri/index.html>
- ・米に関するマンスリーレポート：<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

イ 中・長期見通しに関する情報

- ・食料需給見通し（農林水産政策研究所）：<http://www.maff.go.jp/primaff/seika/jyukyu.html>

（２） 農林水産関係機関の情報（ALIC の情報サイト）：<https://www.alic.go.jp/>

- ・砂糖、でんぷん：<https://www.alic.go.jp/sugar/index.html>
- ・野菜：<https://www.alic.go.jp/vegetable/index.html>
- ・畜産物：<https://www.alic.go.jp/livestock/index.html>

（３） その他海外の機関（英語及び各国語となります）

ア 国際機関

- ・国連食糧農業機関（FAO）：<https://www.fao.org/home/en>
- ・国際穀物理事会（IGC）：<https://www.igc.int/en/default.aspx>
- ・経済協力開発機構（OECD）（農業分野）：<https://www.oecd.org/agriculture/>
- ・農業市場情報システム（AMIS）：<http://www.amis-outlook.org/>

イ 各国の農業関係機関（代表的なものです）

- ・米国農務省（USDA）：<https://www.usda.gov/>
- ・ブラジル食料供給公社（CONAB）：<https://www.conab.gov.br/>
- ・カナダ農務農産食品省（AAFC）：<https://agriculture.canada.ca/en/sector/crops/reports-statistics>
- ・豪州農業資源経済科学局（ABARES）：<http://www.agriculture.gov.au/abares>

○ 食料安全保障月報で使用している統計数値は、主に米国農務省が 2022 年 5 月中旬までに発表した情報を引用しています。

さらに詳細なデータ等が必要な場合は、米国農務省のホームページを参照願います。

http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?navid=AGENCY_REPORTS

主な参考資料

「World Agricultural Supply and Demand Estimates」

<http://www.usda.gov/oce/commodity/wasde/>

「Grain : World Markets and Trade」

<https://www.fas.usda.gov/data/grain-world-markets-and-trade>

「Oilseeds : World Markets and Trade」

<https://www.fas.usda.gov/data/oilseeds-world-markets-and-trade>

「World Agricultural Production」

<https://www.fas.usda.gov/data/world-agricultural-production>

「PS&D」

<https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/advQuery>

など

- **データは予測値であり、毎月各種データの更新を受けて改訂されます**ので留意してください。
- 資料原典で表示されるブッシェル及びエーカー等の単位は、それぞれトン及びヘクタールに換算して記載しています。
- 資料原典において現地通貨で表示される金額を円換算するにあたっては、日本銀行国際局・財務大臣公示の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場等の換算レートを用いています。
- 市場年度は、おおむね各国で作物が収穫される時期を期首として各国ごとに設定されているため、国、作物によって年度の開始月は異なります。
なお、各国別、作物別の市場年度は、米国農務省によります。
<https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/downloads>
(注：同サイトの「Reference Data」を参照)
- 期末在庫率の対前年度増減率の欄は、前年度とのポイント差になります。なお、表示単位以下の数値により計算しているため、表上では合わない場合があります。
- 本資料の引用等につきましては、出所（農林水産省発行「食料安全保障月報」）を併記願います。

なお、生産見通し等の予測は、各国国際機関及び各国の農業機関によりそれぞれの分析手法に基づき行われるため、機関によってデータの相違がある場合があります。また、各国の農業機関の公表を受けて、国際機関の見通しが改訂される場合があります。

英国については、2020 年 1 月 31 日付けで EU を離脱しました。英国の小麦に関する情報については小麦の EU27+英国のコーナーで取り扱います。

- 本月報の電子版は下記アドレスでご覧になれます。

農林水産省 食料安全保障月報

http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_rep/index.html

- 本資料に関するご質問、ご意見等は、下記までお願いします。

連絡先	農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室 TEL : 03-6744-2368 (直通)
------------	--